



2017.06.28

64-062

# 乗員速報



日本航空乗員組合

TEL 03-6423-2461

FAX 03-5757-0279

mail: [jfu64@e-jfu.com](mailto:jfu64@e-jfu.com)

HP: [www.e-jfu.com](http://www.e-jfu.com)

シリーズ「不当労働行為裁判判決を読み解く」①



「**争議権を確立したら3,500億円の出資は出来ない**」  
って発言が、**不当労働行為だと最高裁で認められた。**  
解雇の過程で、**違法行為があったってことだよね。**

会社は、「**整理解雇は、最高裁が有効性を認めている。不当労働行為は別問題。**」  
って言うけど、**そんな話を通るの？**



《一連の会社発言は支配介入（不当労働行為）！》

2016年9月23日に最高裁判所は、「会社が更生計画実行中に行った一連の発言は、組合活動に対する支配介入（不当労働行為）」と認定しました。

ILOは、「この不当労働行為は、“単に争議権投票の中止を狙った違法行為というだけではなく、労働組合の交渉力を奪い、団結権を弱体化する狙いがあった”」と指摘しています。



《日本国政府も批准するILOの中核条約違反！》

ILOは、この不当労働行為について、ILOの中核条約である87号条約（結社の自由及び団結権保護）、98号条約（団結権及び団体交渉権の原則）に違反する行為であるため、最高裁判所が不当労働行為として認定したことを重要な決定と捉えています。



**飯塚ディレクターが、企業再生支援機構として伝えたいことがある。**

羽生労務部長（当時）

企業再生支援機構 飯塚ディレクター発言（2010年11月16日）

争議権の確立は労働者の権利として尊重する。ただ、いったん整理解雇を争点としたスト権が確立された場合、機構の出資後もスト権の行使により運航が停止して事業が毀損するリスクが極めて高くなる。機構の出資後に整理解雇を争点としたリスクが顕在化している場合、公的資金をそのリスクにさらすことはできない。したがって、機構としては争議権が確立された場合それが撤回されるまで出資をすることができなくなる。

**最高裁決定は、なぜこの発言を違法行為と認定したのか？**

**シリーズで読み解きます！**